

事 務 連 絡
平成 16 年 12 月 22 日

各市町村・広域連合
介護保険担当課 様

大阪府健康福祉部高齢介護室
介 護 保 険 課

高額介護サービス費の消滅時効の取り扱いについて

平成 16 年 6 月 25 日付け保総発第 0625001 号で、厚生労働省保険局総務課長から「老人医療の高額医療費に係る消滅時効の取扱いについて」と題する文書が発出され、老人医療の高額医療費に関し、市町村が支給対象となる者に対して該当する旨の通知を行った場合は、民法第 147 条に規定する債務の承認にあたり、高額医療費の受給権の消滅時効の中断事由に該当するとの見解が示されました。

この件に関し、今般、厚生労働省介護保険課に介護保険の高額介護サービス費の勧奨通知が消滅時効の中断事由に該当するか否かを確認したところ、介護保険の勧奨通知についても支給対象となる者に高額介護サービス費を受給する権利の存在を表示したものと認められるものは、消滅時効の中断事由となるとの回答がありました。

つきましては、高額介護サービス費の勧奨通知を行っている市町村におかれましては、消滅時効の取扱いにつきご留意いただきますようお願いいたします。

なお、老人医療の高額医療費に係る上記通知文、及び介護保険の高額介護サービス費に係る「WAM-NET・Q&A」の打ち出しを添付いたしますのでご参照ください。

介護保険課制度推進グループ 杉谷
電話 06-6941-0351 (内線 4474)

WARM NET

Copyright(C)2004

独立行政法人福祉医療機構

▼メニューを選択
介護保険情報

▼介護保険情報
介護保険Q&A集

メインメニューへ / トップページへ / サイトマップ

メニュー 戻る

掲載日	2004/11/23	整理番号	QA000447		
大分類	保険給付	中分類	介護(予防)給付	小分類	高額サービス費
表題	高額介護サービス費の消滅時効の取扱いについて				
質問	高額介護サービス費の申請勧奨通知を行った場合、時効は中断されるか？(老人医療における高額医療費に関しては、勧奨通知が時効中断事由とされる旨の通知(平成16年6月25日保総発第0625001号)がなされている。)				
都道府県からの 送り事項					
回答	高額介護サービス費にかかる勧奨通知はあくまで保険者の判断で行うものであるが、老人医療における取扱い同様、高額介護サービス費の支給対象となる者の有する高額介護サービス費を受ける権利の存在を認識し、その認識を表示したものであると認められるものは、民法第147条第3号の「承認」にあたり、時効中断事由となると考えられる。				